

愛知県地域防災計画

(風水害等災害対策計画)

新旧対照表 (案)

頁	現行 (平成 26 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 <u>交通・ライフライン</u>関係施設対策</p> <p>第2節 文化財保護対策</p> <p>第3節 防災建造物整備対策</p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>第9章 <u>避難者・要配慮者対策</u></p> <p>第1節 <u>避難場所の確保</u></p> <p>第2節 <u>避難所の整備</u></p> <p>第3節 <u>避難道路の確保と交通規制計画</u></p> <p>第4節 <u>避難に関する広報</u></p> <p>第5節 <u>市町村等の避難計画</u></p> <p>第6節 <u>要配慮者の安全対策</u></p> <p>第7節 <u>帰宅困難者支援体制の整備</u></p> <p>第10章 広域応援体制の整備</p> <p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第12章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第13章 災害救助基金の管理</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p> <p>第2章 <u>通信の運用</u></p> <p>第1節 <u>通信手段の確保</u></p> <p>第2節 <u>放送の依頼</u></p> <p>第3節 <u>通信施設の応急措置</u></p> <p>第4節 <u>郵便業務の応急措置</u> (追加)</p> <p>第3章 <u>情報の収集・伝達・広報</u></p> <p>第1節 <u>気象警報等の伝達</u></p> <p>第2節 <u>被害状況等の収集・伝達</u></p> <p>第3節 広報</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節、第2節 (略)</p> <p>第3節 <u>防災ヘリコプターの活用</u></p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第7章 地域安全・<u>交通</u>・緊急輸送対策</p> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>第2節 <u>交通対策</u></p> <p>第3節、第4節 (略)</p> <p>第8章 水害防除対策</p> <p>第9章 <u>避難者・帰宅困難者対策</u></p> <p>第1節 <u>避難の勧告・指示</u></p> <p>第2節 <u>避難所の開設</u></p> <p>第3節 <u>要配慮者支援対策</u></p> <p>第4節 <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>第14章 <u>ライフライン施設の応急対策</u></p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>第4節 工業用水道施設対策</p> <p>第5節 下水道施設対策 (追加)</p> <p>第15章～第24章 (略)</p> <p>第25章 住宅対策</p> <p>第1節 被災宅地の<u>応急危険度判定</u></p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>第4節 <u>住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</u></p> <p>第26章 <u>文教災害対策</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 <u>交通関係施設対策</u></p> <p>第2節 <u>ライフライン</u>関係施設対策</p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <p>第4節 防災建造物整備対策</p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>第9章 <u>避難行動の促進対策</u></p> <p>第1節 <u>気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</u></p> <p>第2節 <u>避難場所及び避難路の選定</u></p> <p>第3節 <u>避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</u></p> <p>第4節 <u>避難誘導等に係る計画の策定</u></p> <p>第5節 <u>避難に関する意識啓発</u></p> <p>第10章 <u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u></p> <p>第1節 <u>避難所の指定・整備</u></p> <p>第2節 <u>要配慮者支援対策</u></p> <p>第3節 <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>第11章 広域応援体制の整備</p> <p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第14章 災害救助基金の管理</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢(組織の動員配備) (削除)</p> <p>第2章 <u>避難行動</u></p> <p>第1節 <u>気象警報等の伝達</u></p> <p>第2節 <u>避難の勧告・指示</u></p> <p>第3節 <u>住民等の避難誘導</u></p> <p>第3章 <u>災害情報の収集・伝達・広報</u></p> <p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第2節 <u>通信手段の確保</u></p> <p>第3節 広報</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節、第2節 (略)</p> <p>第3節 <u>航空機の活用</u></p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第7章 地域安全・<u>道路交通規制</u>・緊急輸送対策</p> <p>第1節 地域安全対策</p> <p>第2節 <u>道路交通規制等</u></p> <p>第3節、第4節 (略)</p> <p>第8章 水害防除対策</p> <p>第9章 <u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u> (削除)</p> <p>第1節 <u>避難所の開設・運営</u></p> <p>第2節 <u>要配慮者支援対策</u></p> <p>第3節 <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>第14章 <u>ライフライン施設等の応急対策</u></p> <p>第1節 電力施設対策</p> <p>第2節 ガス施設対策</p> <p>第3節 上水道施設対策</p> <p>第4節 工業用水道施設対策</p> <p>第5節 下水道施設対策</p> <p>第6節 <u>通信施設の応急措置</u></p> <p>第7節 <u>郵便業務の応急措置</u></p> <p>第15章～第24章 (略)</p> <p>第25章 住宅対策</p> <p>第1節 被災宅地の<u>危険度判定</u></p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>第4節 <u>応急仮設住宅の設置及び管理運営</u></p> <p>第5節 <u>住宅の応急修理</u></p> <p>第6節 <u>障害物の除去</u></p> <p>第26章 <u>学校における対策</u></p>	

風水害等災害対策計画編

	<p>第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置 第2節～第4節 (略)</p> <p>第4編 災害復旧</p>	<p>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 第2節～第4節 (略)</p> <p>第4編 災害復旧</p>																	
<p>1</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第2節 計画の性格及び基本方針 地域防災計画－風水害等災害対策計画－ (略) (追加)</p> <p>(5) 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>2 第4節 災害の想定 この計画の作成にあたっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。 <u>(1) 台風による災害</u> <u>(2) 高潮による災害</u> <u>(3) 集中豪雨等異常気象による災害</u> <u>(4) 大規模な火災</u> <u>(5) 危険物の爆発等による災害</u> <u>(6) 可燃性ガスの拡散</u> <u>(7) 有毒性ガスの拡散</u> <u>(8) 航空機事故による災害</u> <u>(9) その他の特殊災害</u> ◆ 附属資料第14「過去の災害状況」 (追加)</p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第2節 計画の性格及び基本方針 1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－ (略) 2 他の計画との関係 <u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</u> <u>(2) 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</u></p> <p>第4節 災害の想定 この計画の作成にあたっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。 <u>(1) 想定した主な災害</u> この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。 ア 台風による災害 イ 高潮による災害 ウ 集中豪雨等異常気象による災害 エ 大規模な火災 オ 危険物の爆発等による災害 カ 可燃性ガスの拡散 キ 有毒性ガスの拡散 ク 航空機事故による災害 ケ その他の特殊災害 ◆ 附属資料第14「過去の災害状況」 (2) 水防対策において参考とする浸水想定 <u>台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</u> ア 水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域 イ 愛知県が設定した高潮浸水想定(平成26年11月26日) ◆ 附属資料第13「高潮浸水想定」</p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>国土強靱化基本計画の策定</p> <p>表記の整理</p> <p>高潮浸水想定公表</p>																
<p>6</p>	<p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="159 1433 766 1579"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(1)、(2) (略) (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) ～ (14) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(略)	県警察	(1)、(2) (略) (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) ～ (14) (略)	<p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="782 1433 1380 1579"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(1)、(2) (略) (削除) (3) ～ (13) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(略)	県警察	(1)、(2) (略) (削除) (3) ～ (13) (略)	<p>表記の整理</p>				
機関名	内容																		
県	(略)																		
県警察	(1)、(2) (略) (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) ～ (14) (略)																		
機関名	内容																		
県	(略)																		
県警察	(1)、(2) (略) (削除) (3) ～ (13) (略)																		
<p>8</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="159 1624 766 2094"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(1)、(2) (略) (3) 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (4) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (5) 都道府県知事、市町村長等から災害応急対</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海農政局	(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)	中部森林管理局	(1)、(2) (略) (3) 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (4) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (5) 都道府県知事、市町村長等から災害応急対	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="782 1624 1380 2094"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(1)、(2) (略) (削除) (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海農政局	(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)	中部森林管理局	(1)、(2) (略) (削除) (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
機関名	内容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)																		
中部森林管理局	(1)、(2) (略) (3) 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (4) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (5) 都道府県知事、市町村長等から災害応急対																		
機関名	内容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	(略) (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (略)																		
中部森林管理局	(1)、(2) (略) (削除) (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要																		

風水害等災害対策計画編

9		策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。		な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。	対策の整理	
	中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達並びに災害原因調査を行う。 (略)	中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	大阪航空局中部空港事務所	(1) ～ (4) (略) (5) 航空機事故等の処理を行う。 (6) ～ (8) (略)	大阪航空局中部空港事務所	(1) ～ (4) (略) (削除) (5) ～ (7) (略)		対策の整理
10	第四管区海上保安本部	(1) 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。 (略)	第四管区海上保安本部	(1) 情報の収集、伝達を行う。 (略)	対策の整理	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	中部地方整備局	(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔木曽川中流・木曽川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路〕はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表し、関係機関に連絡する。 ウ、エ (略) オ 防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法をもって実施する。 (以下 略)	中部地方整備局	(1) 災害予防 ア (略) イ 木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔木曽川中流・木曽川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路〕氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表し、関係機関に連絡する。 ウ、エ (略) オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 (以下 略)	表記の整理 (水防法改正)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	対策の整理	
13	5 指定公共機関		5 指定公共機関		指定公共機関の追加	
	機関名	内容	機関名	内容		
14	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理	
	独立行政法人水資源機構	(略)	独立行政法人水資源機構	(略)		
	日本銀行	(略)	日本銀行	(略)		
	日本赤十字社	(略) (2) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (略)	日本赤十字社	(略) (2) 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (略)		
15	(略)	(略)	(略)	(略)	構成の整理	
	西日本電信電話株式会社	(略)	(削除)	(削除) ※ 下に移動		
	日本郵便株式会社	(略) (1)～(3) (略) (追加)	日本郵便株式会社	(略) (1)～(3) (略) (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあっては救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) (略)		対策の追加
	(追加)	(追加) ※ 2行を統合	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。		構成の整理 (内容欄の記載内容が同じ機関を一つの列にまとめて記載)
15	東邦瓦斯株式会社	(略)	東邦瓦斯株式会社	(略)	指定公共機関の追加	
	日本通運株式会社	災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対して、配車を実施する。	日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。		
15	中部電力株式会社	(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。	(削除)	(削除) ※3行上へ移動して統合	構成の整理	
	関西電力株式会社、電源開発	(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。	(削除)	(削除) ※4行上へ移動して統合	構成の整理	

株式会社	(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
(上から移動)	(7行上から移動)
(追加)	(追加)
KDDI株式会社	(略)
株式会社NTTドコモ	(略)
(追加)	(追加)

西日本電信電話株式会社	(略)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
KDDI株式会社	(略)
株式会社NTTドコモ	(略)
ソフトバンクモバイル株式会社	(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

指定公共機関の追加

指定公共機関の追加

20

第2編 災害予防
第1章 防災協働社会の形成推進
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進
(1) (略)
(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催
県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する。
なお、フォローアップ研修には市町村等が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。
また、市町村においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

第2編 災害予防
第1章 防災協働社会の形成推進
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進
(1) (略)
(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催
県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。
なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。

表記の整理

23

第2章 水害予防対策
■ 基本方針
○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備、水土保全治山、水源地域整備、防災林造成及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
○ 荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。
(略)

第2章 水害予防対策
■ 基本方針
○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。
(略)

表記の整理

表記の整理

23

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策	(略)	(略)
(略)	要配慮者関連施設	3 社会福祉施設等における対策
(略)	(略)	(略)

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(略)	(略)
(略)	要配慮者利用施設	3 社会福祉施設等における対策
(略)	(略)	(略)

表記の整理

24

第1節 治山対策
1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置
(1)、(2) (略)
(3) 保安林整備事業
地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林を整備して、水源涵養及び土砂流出等の防災機能の高度発揮を図る。
(4) 地域防災対策総合治山事業

第1節 治山対策
1 中部森林管理局及び県（農林水産部）における措置
(1)、(2) (略)
(3) 保安林整備事業
地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林を整備して、水源涵養及び土砂流出等の防災機能の高度発揮を図る。
(4) 地域防災対策総合治山事業
荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害

表記の整理

風水害等災害対策計画編

	<p>荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に実施する事業である。</p> <p>(5) 水源地域整備事業 ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に<u>山地災害対策を実施する。</u></p> <p>(5) 水源地域整備事業 ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
24	<p>第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(1) 県土保全事業の推進 要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、<u>山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。</u></p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第1「危険箇所等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」 ◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設」</p>	<p>第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(1) 県土保全事業の推進 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第1「危険箇所等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」 ◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
25	<p>(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及 施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。 <u>また、個別の危険箇所、避難場所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害危険箇所・危険区域図」を作成し、市町村及び施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。</u></p> <p>3 要配慮者関連施設における措置 第9章第6節(1)「社会福祉施設等における対策」による。 (略) ◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設」</p>	<p>(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及 施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。 (削除)</p> <p>3 要配慮者利用施設における措置 第9章第6節(1)「社会福祉施設等における対策」による。 (略) ◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p>
25	<p>第3節 砂防対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1) 砂防事業 <u>山地の荒廃による有害土砂流出防止のため、えん堤工、又は縦横侵食による土砂流出防止のため護岸工等を施工し災害の未然防止を図る。また、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する管理の強化及び各種砂防事業を地域の開発に対応して強力に推進する。</u></p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業 集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、<u>危険度の高い急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</u></p> <p>(3) 地すべり対策事業 <u>第三紀層、破砕帯等特殊な地質のところで、土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化地域にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を実施する。</u></p> <p>(4) 総合土砂災害対策 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、<u>人命保護の立場から、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、市町村に対する警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言、土地利用の誘導、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。</u> (略) 大規模な土砂災害が急迫した場合は、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。</p>	<p>第3節 砂防対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1) 砂防事業 <u>集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防えん堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。</u></p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業 集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</p> <p>(3) 地すべり対策事業 土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化地域にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を実施する。</p> <p>(4) 総合土砂災害対策 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、市町村に対する警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。 (略) 大規模な土砂災害が急迫した場合は、さらに同法に基づき、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
26	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。</p>	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の危険箇所の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。</p>	<p>表記の整理</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する資料を関係市町村へ提供するとともに警戒避難体制の整備を推進するため、避難勧告の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置づけることなどを関係市町村へ指導する。 市町村は、警戒避難体制について市町村地域防災計画に位置づけ、その推進に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設」 ◆ 附属資料第13「地形・地質」</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する資料を関係市町村へ提供するとともに警戒避難体制の整備を推進するため、避難勧告の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置づけることなどについて関係市町村を支援する。 市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」 (削除)</p>	<p>27 第4節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 総合治水対策 近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等に伴う、治水安全度の低下の著しい河川について、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生のおそれのある地域での安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を積極的に推進することにより災害の防止と軽減を図るため、河川事業において総合治水対策特定河川事業を実施し、特に対策の急がれる都市における特定の河川を対象にした総合的な治水対策の推進を図るものである。 なお本県では、新川、境川流域を対象として事業を実施する。</p> <p>(4) 河川情報の提供 水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。また、市町村が公表する洪水ハザードマップの作成を支援するための想定浸水情報の提供を実施し、さらに地域防災力の強化、防災意識の高い人材の育成を目指した地域協働型の新しいソフト対策「みずから守るプログラム（手づくりハザードマップ作成支援、大雨行動訓練実施支援など）」をNPOと連携を図り実施する。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 総合治水対策 新川流域、境川流域などについては、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。 なお、東海豪雨などを契機に、平成18年に新川流域を、平成24年に境川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。</p> <p>(4) 河川情報の提供等 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市町村のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。 また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。 さらに、県は、行政と地域住民のコミュニケーションを重視しながら共に水害に立ち向かう地域協働型の新しい取組である「みずから守るプログラム」を展開する。具体的には、手づくりハザードマップ作成支援や大雨行動訓練実施支援などをNPOと連携して実施する。</p> <p>2 浸水想定区域のある市町村における措置</p> <p>(1) 市町村地域防災計画に定める事項 市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 ア 洪水予報等の伝達方法 イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 (ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの (イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの (ウ) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) 防災マップ等の配布 浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p>
--	---	--	---

<p>(追加)</p>	<p>3 地下街等の所有者又は管理者における措置 <u>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</u> (1) 計画の策定 <u>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</u> (2) 訓練の実施 <u>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。</u> (3) 自衛水防組織の設置 <u>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への設置の報告。</u></p>	<p>対策の追加 (水防法改正)</p>
<p>(追加)</p>	<p>4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u> (1) 計画の策定 <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u> (2) 訓練の実施 <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</u> (3) 自衛水防組織の設置 <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</u></p>	<p>対策の追加 (水防法改正)</p>
<p>(追加)</p>	<p>5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 <u>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u> (1) 計画の策定 <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u> (2) 訓練の実施 <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</u> (3) 自衛水防組織の設置(努力義務) <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</u></p>	<p>対策の追加 (水防法改正)</p>
<p>2 関連調整事項 (1) 水源より河口にいたる水系全流域について一貫した重要水防か所の実態を把握するとともに、特に慢性的、持続的な破壊作用(ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化)等についても考慮する。 (2) <u>ダムの操作等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源より河口まで一貫した観点より適切に行うよう考慮する。</u> (3) ～(5) (略)</p>	<p>6 関連調整事項 (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防か所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用(ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化)等についても考慮する。 (2) <u>ダムの操作等利水施設の設置及び運営は、水源より河口まで一貫した観点で、治水との総合調整を図るよう考慮する。</u> (3) ～(5) (略)</p>	<p>表記の整理 表記の整理</p>
<p>28 第5節 海岸防災対策 1 県(建設部、農林水産部)、名古屋港管理組合及び市町村における措置 (1)、(2) (略) (追加) 2 関連調整事項 (1) (略) (2) <u>臨海用地造成計画により海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。</u> (3) (略) (略) (追加) ◆ 附属資料第14「高潮害」</p> <p>第3章 事故・火災等予防対策</p>	<p>第5節 海岸防災対策 1 県(建設部、農林水産部)、名古屋港管理組合及び市町村における措置 (1)、(2) (略) (3) 高潮による浸水リスク情報の提供 <u>県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、高潮による浸水リスク情報(高潮浸水想定図、解説書)をインターネットにより公開する。</u> <u>また、高潮浸水想定区域等の情報を提供し、市町村の高潮ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。</u> 2 関連調整事項 (1) (略) (2) <u>海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。</u> (3) (略) (略) ◆ 附属資料第13「高潮浸水想定」 ◆ 附属資料第14「高潮害」</p> <p>第3章 事故・火災等予防対策</p>	<p>対策の追加 表記の整理 資料の追加</p>

風水害等災害対策計画編

33 第2節 航空災害対策
3 県（地域振興部、防災局）における措置

38 第8節 林野火災対策
1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置
(1) 林野火災予防思想の普及、啓発
県民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により県民の注意を喚起するとともに喫煙所、吸がら入れ等を設置する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて県民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

42 第4章 建築物等の安全化
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>交通・ライフライン</u> 関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 文化財保護対策	(略)	(略)
第3節 防災建造物整備対策	(略)	(略)

42 第1節 交通・ライフライン関係施設対策
2 道路
中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び道路占用者は、次の対策を実施又は推進する。
(1) 交通施設の整備及び防災構造化
国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。
(略)
(2) (略)
(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導
浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施する。

5 港湾・漁港
中部地方整備局、県（建設部）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。
(1) 港湾改修
船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地、航路の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の高上げを実施する。

43 (追加) ※ 第1節に記載されている内容

6 電力 (略)

44 7 ガス施設 (略)

45 8 一般通信施設 (略)

9 水道 (略)

46 10 下水道 (略)

第2節 航空災害対策
3 県（振興部、防災局）における措置

第8節 林野火災対策
1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置
(1) 林野火災予防思想の普及、啓発
県民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により県民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて県民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

第4章 建築物等の安全化
■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>交通関係施設</u> 対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 <u>ライフライン</u> 関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 文化財保護対策	(略)	(略)
第4節 防災建造物整備対策	(略)	(略)

第1節 交通関係施設対策
2 道路
中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び道路占用者は、次の対策を実施又は推進する。
(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化
国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の防災構造化を推進する。
(略)
(2) (略)
(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導
浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

5 港湾・漁港
中部地方整備局、県（建設部）、名古屋港管理組合及び市町村は、次の対策を実施又は推進する。
(1) 港湾改修
船舶の大型化、高速化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。また台風、高潮災害時による被害を低減するため、コンテナ等の流失防止柵や埠頭用地等の高上げを実施する。
(2)、(3) (略)

第2節 ライフライン関係施設対策
1 施設管理者等における措置
災害時におけるライフラインの確保を図るため、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 電力施設 (略)

3 ガス施設 (略)

4 上水道 (略)

5 下水道 (略)

6 一般通信施設 (略)

組織改正

対策の整理

構成の整理 (節の分割)

構成の整理 (節の分割)

表記の整理

表記の整理

表記の整理

対策の整理

構成の整理

構成の整理

46	<p>第2節 文化財保護対策 4 災害時の対応 (追加) (1) 被害状況の把握と報告 (2) 事後措置の指示・伝達</p>	<p>第3節 文化財保護対策 4 災害時の対応 災害時には、次の対策を実施する。 (1) 被害状況の把握と報告 (2) 事後措置の指示・伝達</p>	<p>構成の整理 表記の整理</p>																										
47	<p>第3節 防災建造物整備対策 第7章 地盤災害の予防</p>	<p>第4節 防災建造物整備対策 第7章 地盤災害の予防</p>	<p>構成の整理</p>																										
56	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="172 421 762 723"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 土砂災害の 防止</td> <td>中部地方整 備局、県</td> <td>(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 土砂災害の 防止	中部地方整 備局、県	(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備	(略)	(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="790 421 1380 723"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 土砂災害の 防止</td> <td>中部地方整備 局、県</td> <td>1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 土砂災害の 防止	中部地方整備 局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援	市町村	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知	(略)	(略)	(略)	<p>対策の整理</p>
区分	機関名	主な措置																											
(略)	(略)	(略)																											
第3節 土砂災害の 防止	中部地方整 備局、県	(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備																											
(略)	(略)	(略)																											
区分	機関名	主な措置																											
(略)	(略)	(略)																											
第3節 土砂災害の 防止	中部地方整備 局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援																											
	市町村	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知																											
(略)	(略)	(略)																											
57	<p>第3節 土砂災害の防止 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 ア (略) イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を選定し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>	<p>第3節 土砂災害の防止 1 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 ア (略) イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を把握し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>	<p>表記の整理</p>																										
58	<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</p> <p>【土石流危険渓流】 (略) 土石流危険渓流の主な対策は、次のとおり。 ① 標識等による住民への周知 ② 砂防工事による砂防えん堤の設置 (略)</p> <p>【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】 土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 (追加)</p> <p>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。 (以下略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援 土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。</p> <p>【土石流危険渓流】 (略) 土石流危険渓流の主な対策は、次のとおり。 ① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置 (略)</p> <p>【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】 土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。 (以下略)</p>	<p>表記の整理</p>																										
	<p>2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主とし</p>	<p>2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主とし</p>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正</p>																										

59

第4節 地盤沈下の防止

1 中部経済産業局、中部地方整備局及び県（地域振興部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁）における措置

64

第9章 避難者・要配慮者対策

■ 基本方針
(追加)

○ 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。

○ 県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

○ 市町村にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」などを活用するものとする。

○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

○ 県及び市町村は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(追加)	(追加)	(追加)
第1節 避難場所の確保	市町村	(1) 広域避難場所の選定 (2) 広域避難場所標識の設置等 (3) 一時避難場所の確保

て防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

第4節 地盤沈下の防止

1 中部経済産業局、中部地方整備局及び県（振興部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁）における措置

第9章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。

○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

○ 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努める。

(削除) ※ 第10章に記載

(削除) ※ 第10章に記載

(削除) ※ 第10章に記載

(削除) ※ 第10章に記載

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	県、市町村	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 避難場所及び避難路の指定等	市町村	1 避難場所の指定 2 避難路の選定

土砂災害防止対策基本指針の変更

組織改正

構成の整理
「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直し
対策の追加

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

対策の追加

構成の整理

第2節 避難所の整備	市町村	(略)
第3節 避難道路の確保と交通規制計画	市町村、県警察、避難措置の実施者	(1) 避難道路の通行確保 (2) 避難道路の選定
(追加)	(追加)	(追加)
第4節 避難に関する広報	市町村、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及
第5節 市町村等の避難計画	市町村、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第6節 要配慮者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(略)
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市町村	(略)

(追加)

第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	市町村 県	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 判断基準の設定に係る助言
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第5節として記載
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市町村、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市町村、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第10章第2節として記載
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第10章第3節として記載

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

1 県（防災局）における措置

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市町村における措置

市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2節 避難場所及び避難路の指定等

市町村における措置

1 避難場所の指定

市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(1) 広域避難場所の選定

市町村長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア (略)

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ～キ (略)

(2) (略)

(3) 一時避難場所の確保

市町村は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

◆ 附属資料第9「市町村別避難場所・避難所」

(削除) ※ 第10章に記載

65 第1節 避難場所の確保
市町村における措置

(追加)

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(1) 広域避難場所の選定

市町村長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア (略)

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ～キ (略)

(2) (略)

(3) 一時避難場所の確保

市町村は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

◆ 附属資料第9「市町村別避難場所・広域避難場所」

66 第2節 避難所の整備
(略)

対策の追加

構成の整理

表記の整理

表記の整理

対策の追加

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

構成の整理

67	<p>第3節 避難道路の確保と交通規制計画 市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置 <u>(1) 避難道路の通行確保</u> 市町村職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、<u>避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。</u> <u>(2) 避難道路の選定</u> 広域避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し確保しておくものとする。 (以下 (略))</p>	(削除) (削除)	構成の整理 対策の整理
(追加)	<p>2 避難路の選定 避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、<u>日頃から住民への周知徹底に努める。</u> (以下 (略))</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市町村における措置 <u>(1) マニュアルの作成</u> 市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ア <u>豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること</u> イ <u>収集できる情報として次の情報を踏まえること</u> (ア) <u>気象予報及び気象情報</u> (イ) <u>河川の水位情報、指定河川洪水予報</u> (ウ) <u>土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> ウ <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること。</u> エ <u>区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</u> (ア) <u>河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)</u> (イ) <u>土砂災害が発生するおそれのある土地(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等)</u> (ウ) <u>高潮浸水想定(平成26年11月26日愛知県公表)における浸水想定区域</u> オ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u> (2) <u>判断基準の設定に係る助言</u> 判断基準を設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(河川・海岸管理、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。 (3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u> 市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>2 県(建設部)、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	表記の整理 対策の追加	
67	<p>第4節 避難に関する広報</p>	<p>(削除) ※ 第5節「避難に関する意識啓発」として記載</p>	構成の整理
67	<p>第5節 市町村等の避難計画 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置 市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。 (1) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、<u>自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</u> ア～エ (略) オ 避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>避難収容中の秩序保持</u> (イ) <u>避難民に対する災害情報の伝達</u> (ウ) <u>避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底</u> (エ) <u>避難民に対する各種相談業務</u> カ (略) (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置 市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。 (1) 市町村の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア～エ (略) オ 避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>避難場所や避難所の秩序保持</u> (イ) <u>避難者に対する災害情報の伝達</u> (ウ) <u>避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</u> (エ) <u>避難者に対する各種相談業務</u> カ (略) (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知</p>	表記の整理 表記の整理 表記の整理

	<p>徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>67 第4節 避難に関する広報 市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置 市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市町村及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>避難収容後の心得</u></p> <p>64 第9章 避難者・要配慮者対策 ■ 基本方針</p> <p>○ 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、<u>避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「<u>市町村災害時要援護者支援体制マニュアル</u>」などを活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県及び市町村は、<u>大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。</u>また、<u>事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p>	<p>徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p>2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置 <u>浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市町村は、市町村地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u> <u>市町村地域防災計画で具体的に定めるに内容については、第2章第4節、第7章第3節に定めるところによる。</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難対策 第10章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照</p> <p>5 避難に関する意識啓発 市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置 市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、<u>住民の意識啓発を図るものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市町村及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u></p> <p>10 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 基本方針</p> <p>○ 市町村長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、<u>災害時における県民の生活環境の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市町村にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「<u>市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル</u>」などを活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県及び市町村は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、<u>帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。</u>また、<u>一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>市町村災害時要援護者支援体制マニュアルの改訂 愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定</p>
--	---	--	--

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第2節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第6節 要配慮者の安全対策	県、市町村、 社会福祉施設 等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 (6) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
第7節 帰宅困難者 支援体制の 整備	県、市町村	帰宅困難者支援体制の整備

66 第2節 避難所の整備
市町村における措置

- (1) (略)
- (2) 指定避難所の指定
ア 市町村は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ (略)

＜一人当たりの必要占有面積＞

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

ウ、エ (略)

- (3) (略)
(追加) ※ 第3編第9章に記載されている内容

- (4) 避難所の運営体制の整備
市町村は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。

68 第6節 要配慮者の安全対策
県（健康福祉部、地域振興部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置

- (1)～(3) (略)
- (4) 外国人等に対する対策
県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人県民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。
ア 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
イ～エ (略)
(追加)

- (5)、(6) (略)

70 第7節 帰宅困難者支援体制の整備
県(防災局)及び市町村における措置

- (1) 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指 定・整備	市町村	(1) 指定避難所の指定 (2) 避難所等の整備 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支 援対策	県、市町村、 社会福祉施設 等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 (6) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
第3節 帰宅困難者 対策	県、市町村	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備
市町村における措置

- (1) (略)
- (2) 指定避難所の指定
ア 市町村は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ (略)

＜一人当たりの必要占有面積＞

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。

ウ、エ (略)

- (3) (略)
- (4) 避難所の破損等への備え
市町村は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。
- (5) 避難所の運営体制の整備
市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

第2節 要配慮者支援対策
県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置

- (1)～(3) (略)
- (4) 外国人等に対する対策
県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人県民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。
ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
イ～エ (略)
オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。
- (5)、(6) (略)

第3節 帰宅困難者対策

- 1 県(防災局)及び市町村における措置
県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。
(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報
県及び市町村は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」とい

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

構成の整理

愛知県避難所運営マニュアルの改訂

表記の整理
組織改正

対策の整理

対策の追加

表記の整理

表記の整理

愛知県帰宅

	<p>等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、<u>帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p>(2) 県、当該市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>(追加) ※ 第3編に記載されている内容</p>	<p>う帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。</p> <p>(2) 事業者による物資の備蓄等の促進</p> <p>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>2 都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画の作成</p> <p>県、<u>名古屋市</u>及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>3 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、<u>安否確認の支援、被害情報の伝達、滞り場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u> また、<u>帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p>	<p>困難者対策実施要領の策定</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>
<p>71 第10章 広域応援体制の整備</p> <p>72 第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</u></p>	<p>74 第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県（防災局、各局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 基礎訓練</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 避難・救助訓練</p> <p>市町村その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、地下街、高層建築物等にあつては、<u>収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。</u></p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</p> <p>特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第11章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
<p>74 第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県（防災局、各局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 基礎訓練</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 避難・救助訓練</p> <p>市町村その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、地下街、高層建築物等にあつては、<u>学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。</u></p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</p> <p>特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>77 第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日分程度の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>(4)、(5) (略)</p>	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県（防災局、各局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 基礎訓練</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 避難・救助訓練</p> <p>市町村その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、地下街、高層建築物等にあつては、<u>学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。</u></p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</p> <p>特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>表記の整理</p>
<p>77 第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日分以上（可能な限り1週間分程度）の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>(4)、(5) (略)</p>	<p>79 第12章 防災に関する調査研究の推進</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日分以上（可能な限り1週間分程度）の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>(4)、(5) (略)</p>	<p>対策の整理</p>
<p>79 第12章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>80 第13章 災害救助基金の管理</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	<p>80 第13章 災害救助基金の管理</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第14章 災害救助基金の管理</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	

82

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 県（防災局）における措置

（略）

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

（略）

設置区分	設置基準
気象予警報等による場合	<p>・<u>県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。</u></p> <p>・次の気象予警報等のいずれかが<u>県下の地域</u>に発表されたとき。</p> <p>（大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報）</p>
（略）	（略）

イ 設置場所

本部（本部室）は、県本庁舎6階に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター3階の会議室（災害対策本部予備室）を充てる。

(2) （略）

(3) 災害情報センターの立ち上げ

（略）

災害情報センターの場所は、県本庁舎6階の災害情報センター室に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下2階の会議室（災害情報センター予備室）を充てる。

また、方面本部には災害対策センターを設置する。

(4) （略）

86

第2章 通信の運用

92

第3章 情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

（追加）

○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

（追加） ※ 第9章に記載されている内容

○ 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。

○ 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。

○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
台 気象	○特別警報・警報の発表・伝達	→	→	→
県	○警報等の市町村等への伝達 （追加） ※ 第10章に記載されている内容	→	→	→
	○市町村へ職員派遣	→	→	→
	○災害状況の収集伝達	→	→	→
	○国への報告	→	→	→
	○県災害対策本部設置の通知 ○災害広報の実施 ○相談窓口等の開設	→	→	→

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 県（防災局）における措置

（略）

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

（略）

設置区分	設置基準（風水害等関係）
気象予警報等による場合	<p>（削除）</p> <p>・次の気象予警報等のいずれかが<u>県内の地域</u>に発表されたとき。</p> <p>（大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報）</p>
（略）	（略）

イ 設置場所

本部（本部室）は、県自治センター6階に設置する。

なお、県自治センターが被災した場合には、県本庁舎3階の特別会議室を充てる。

(2) （略）

(3) 災害情報センターの立ち上げ

（略）

災害情報センターの場所は、県自治センター6階の災害情報センター室に設置する。

なお、県自治センターが被災した場合には、県本庁舎2階の講堂を充てる。

また、方面本部には災害対策センターを設置する。

(4) （略）

（削除）

第2章 避難行動

■ 基本方針

○ 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づき、警報、注意報及び情報、水防法に基づき洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

○ 市町村長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

（削除） ※ 第3章に記載

（削除） ※ 第3章に記載

（削除） ※ 第3章に記載

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
台 気象	○津波警報等の発表・伝達	→	→	→
県	○警報等の市町村等への伝達	→	→	→
	○立退き指示等の代行	→	→	→
県	（削除） ※ 第3章として記載			

表記の整理

表記の整理

本部室の移転

災害情報センター室の移転

構成の整理
（第3章、第14章に分割）

構成の整理

対策の整理

構成の整理

構成の整理

風水害等災害対策計画編

市町村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 (追加) ※ 第10章に記載されている内容	→
	○被害状況等の情報収集及び県等への通報	→
	○即報基準に該当する災害の報告	→
	○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	→
機 報 道	(追加) ○災害広報の依頼に対する協力	→

市町村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	→
	○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	→
	(削除) ※ 第3章として記載	
機 報 道	○迅速な警報の放送 (削除) ※ 第3章として記載	

構成の整理

92

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)
第2節 被害状況等の収集・伝達	(略)	(略)
(追加) ※ 第9章に記載されている内容	(追加)	(追加)
(追加) ※ 第9章に記載されている内容	(追加)	(追加)
(追加)		※ 第9章に記載されている内容

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除) ※ 第3章に記載
第2節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 1(5) 広域一時滞在に係る協議
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知(水防法第29条)
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1) 洪水等のための立退きの指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 3(3) 通知(地すべり等防止法第25条) 3(4) 市町村長への助言 3(5) 市町村長の事務の代行 3(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請 3(7) 他市町村に対する応援指示 3(8) 広域一時滞在に係る協議等
	県警察(警察官)	4(1) 警察官職務執行法第4条による措置 4(2) 災害対策基本法第61条による指示 4(3) 報告・通知等(報告・警察官職務執行法第4条第2項)(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)
	第四管区海上保安本部(海上保安官)	5(1) 災害対策基本法第61条による指示 5(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)
	自衛隊(自衛官)	6(1) 避難等の措置 6(2) 報告(自衛隊法第94条)
第3節 住民等の避難誘導	市町村	1 住民等の避難誘導 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援

構成の整理

構成の整理

構成の整理

93

第1節 気象警報等の伝達

- 1 名古屋地方気象台における措置
名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。)を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・NTTマーケティングアクト大阪104センタ・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。
(略)
- 3 西日本電信電話株式会社における措置

第1節 気象警報等の伝達

- 1 名古屋地方気象台における措置
名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。)を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。
(略)
- 3 西日本電信電話株式会社における措置

表記の整理

<p>94</p> <p>7 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統</p> <p>図中「NTT マーケティングアクト大阪 104 センタ」</p> <p>(注)</p> <p>1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>2 気象庁本庁から NTT マーケティングアクト大阪 104 センタ には、警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>95</p> <p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・ 木曾川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川(矢田川含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <p>図中 「(長良川(下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)」 「NTT マーケティングアクト大阪 104 センタ」</p> <p>96</p> <p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・ 新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報</p> <p>図中 「NTT マーケティングアクト大阪 104 センタ」</p> <p>97</p> <p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>99</p> <p>(4) 水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)、はん濫危険水位、はん濫発生)</p> <p>100</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p> <p>(6) 土砂災害緊急情報の伝達系統</p> <p>101</p> <p>(7) 火災気象通報の伝達系統</p> <p>(8) 火災警報の伝達系統</p> <p>(追加) ※ 第3章に記載されている内容</p>	<p>NTT マーケティングアクト大阪 104 センタは、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。</p> <p>西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。 なお、当該業務は、NTT マーケティングアクト福岡 104 センタで行う。</p> <p>7 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、図1～8のとおり行う。 (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等…図1 (2) 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報…図2のア イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報…図2のイ (3) 水防警報 ア 国土交通大臣の発表する水防警報…図3のア イ 知事の発表する水防警報…図3のイ (4) 水位周知河川の水位情報(避難判断水位(特別警戒水位)、 はん濫危険水位、はん濫発生) …図4 (5) 土砂災害警戒情報…図5 (6) 土砂災害緊急情報の伝達系統 ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)… 図6のア イ 大規模な土砂災害(地すべり)…図6のイ (7) 火災気象通報の伝達系統…図7 (8) 火災警報の伝達系統…図8</p> <p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p> <p>図中「西日本電信電話」</p> <p>(注)</p> <p>1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>2 気象庁本庁から西日本電信電話(NTT マーケティングアクト福岡 104 センタ)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>図2 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 木曾川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川(矢田川含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <p>図中 「(木曾川(下流)・長良川(下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)」 「西日本電信電話※」</p> <p>※ 西日本電信電話は、当該業務をNTT マーケティングアクト福岡 104 センタで行っている。</p> <p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報</p> <p>図中 「西日本電信電話※」</p> <p>※ 西日本電信電話は、当該業務をNTT マーケティングアクト福岡 104 センタで行っている。</p> <p>図3 水防警報</p> <p>図4 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位(特別警戒水位)、はん濫危険水位、はん濫発生)</p> <p>図5 土砂災害警戒情報</p> <p>図6 土砂災害緊急情報</p> <p>図7 火災気象通報</p> <p>図8 火災警報</p> <p>8 異常現象の通報 災害の発生が予想される異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。 なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速</p>	<p>表記の整理 組織変更</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 組織改正 対策の整理</p> <p>記載漏れ修正</p> <p>表記の整理 組織改正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>
--	---	---

	<p>(第9章 避難者・帰宅困難者対策) (第1節 避難の勧告・指示)</p> <p>(148) 1 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長</u>又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(149) 2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水、津波又は高潮の<u>はん濫</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(151) 9 避難の措置と周知 (略)</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア (略) イ <u>伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</u> <u>また、市町村長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加) (第9章 避難者・帰宅困難者対策) (第1節 避難の勧告・指示)</p> <p>(152) 10 避難の誘導等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</u></p> <p>(154) (追加)</p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u> (略)</p> <p>92 第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、<u>気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u></p> <p>○ 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。 (追加) ※ <u>第2章に記載されている内容</u></p> <p>(追加) ※ <u>第2章に記載されている内容</u></p> <p>○ (略)</p>	<p><u>やかに市町村長に通報するものとする。</u> <u>また、異常現象を承知した市町村長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。</u></p> <p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>中部地方整備局、名古屋地方気象台</u>又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水、津波又は高潮の<u>氾濫</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 避難の措置と周知 (略)</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア (略) イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。 <u>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u> (略)</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、<u>災害に関する情報の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u></p> <p>○ 県、市町村及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</u></p> <p>○ <u>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</u></p> <p>○ (略)</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>
--	---	---	---

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達		
県	○警報等の市町村等への伝達	○市町村へ職員派遣 (以下略)	
市町村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下略)	
機関報道		○災害広報の依頼に対する協力	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第2節 被害状況等の収集・伝達	異常現象の発見者	1 災害の発生が予想される異常な現象の通報
	市町村	2(1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 2(2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 2(3) 行方不明者の情報収集 2(4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 2(5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告 2(6) 被災者台帳の作成
	県	3(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 3(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 3(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集伝達 3(4) 内閣総理大臣(消防庁経由)への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告 3(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
(追加)	(追加)	(追加) ※ 第2章に記載されている内容
第3節 広報	(略)	(略)

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
	(削除) ※ 第2章として記載		
県	(削除) ※ 第2章として記載	○市町村へ職員派遣 (以下略)	
市町村	(削除) ※ 第2章として記載	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下略)	
機関報道		○災害広報の依頼に対する協力	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	(削除)	(削除) ※ 第2章に記載
	市町村	1(1) 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 1(2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1(5) 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告 1(6) 被災者台帳の作成
	県	2(1) 市町村への職員派遣及び情報収集 2(2) 方面本部構成機関から県関係部局への連絡 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集伝達 2(4) 内閣総理大臣(消防庁経由)への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告 2(5) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
第2節 通信手段の確保	県、市町村、防災関係機関	1 通信手段の確保
	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 耐震通信施設の使用 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線(ホットライン)の使用
第3節 広報	(略)	(略)

92

93

101

102

103

第1節 気象警報等の伝達

第2節 被害状況等の収集・伝達

1 発見者の通報義務

災害の発生が予想される異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。

2 市町村の措置

(1) 異常現象を承知した市町村長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

(2) ~ (6) (略)

3 県(防災局、関係部局)の措置

4 被害状況等の一般的収集、伝達系統

5 重要な災害情報の収集伝達

6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(削除) ※ 第2章に記載

第1節 被害状況等の収集・伝達

(削除) ※ 第2章に記載

1 市町村の措置

(削除) ※ 第2章に記載

(1) ~ (5) (略)

2 県(防災局、関係部局)の措置

3 被害状況等の一般的収集、伝達系統

4 重要な災害情報の収集伝達

5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

構成の整理

<p>104 <u>7</u> その他の情報の収集伝達</p> <p><u>8</u> 報告の方法</p>	<p><u>6</u> その他の情報の収集伝達</p> <p><u>7</u> 報告の方法</p>	
<p>105 <u>9</u> 被害状況の照会・共有</p>	<p><u>8</u> 被害状況の照会・共有</p>	
<p>(87) (追加) ※ 第2章第1節に記載されている内容</p> <p>1 県(防災局、関係部局)、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(89) (7) 電話・電報施設の優先利用(略)</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 非常扱いの通話 天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</p> <p>(ウ) 緊急扱いの通話 火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。</p> <p>(略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(追加) ※ 第2章第2節に記載されている内容</p> <p>(9) 県防災情報システムの使用 各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</p>	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 県(防災局、関係部局)、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用(略)</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 非常扱いの通話(当サービスは平成27年7月31日終了) 天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</p> <p>(ウ) 緊急扱いの通話(当サービスは平成27年7月31日終了) 火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。</p> <p>(略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 放送の依頼 <u>知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者(受託放送事業者を除く。)に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼(市町村長は、知事を通して依頼する。)することができる。</u> <u>なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定(県対NHK)」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定(3県1市対民放各社)」</p> <p>(10) 県防災情報システムの使用 各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</p>	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>情報の追加</p>
<p>105 第3節 広報</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>ア 報道機関への発表</p> <p>(ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。</p> <p>(追加)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p>エ (略)</p>	<p>第3節 広報</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>ア 報道機関への発表</p> <p>(ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。</p> <p><u>特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ確に情報発信を行う。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 多様な情報手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p>エ (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理 対策の追加</p>
<p>115 第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>応援隊</u>等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援部隊</u>等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>表記の整理</p>
<p>117 第5章 救出・救助対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長)、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。</p> <p>○ (略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長)、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> <p>○ (略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p>	<p>表記の整理</p>

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)	(略)	(略)	(略)
県		<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 (追加) 	
(略)	(略)	(略)	(略)
関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加) 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節(略)		
第2節(略)		
第3節 防災ヘリコプターの活用	県 市町村等	1 防災ヘリコプターの出動 2 防災ヘリコプターの応援要請

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)	(略)	(略)	(略)
県		<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整 	
(略)	(略)	(略)	(略)
関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節(略)		
第2節(略)		
第3節 航空機の活用	県 市町村等	1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整 1(2) 防災ヘリコプターの応援要請

対策の追加

対策の追加

118

対策の追加

118

表記の整理

表記の整理

119

表記の整理

120

構成の整理

120

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

121

表記の整理

(追加)

122

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県		(略)	○保健活動及び心のケア (追加) ○防疫組織の編成 ○防疫活動
市町村		(略)	○保健活動及び心のケア (追加) ○防疫組織の編成 ○防疫活動
(略)	(略)	(略)	(略)

123

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	県	1(1)～(4) (略) 1(5) 市町村への情報提供 1(6)～(9) (略) (追加)
	(略)	(略)
	県医師会	6(1)～(3) (略) 6(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集
第2節 (略)	(略)	(略)

123

第1節 医療救護

1 県(健康福祉部)における措置

- 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。
- 県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。
- 県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。
- 県は、災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。
- 県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。
- 県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- 県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動)実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設(ステージケアユニット:SCU)を設置する。
- 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関に対して救護班の編成・派遣等を要請する。
- 県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

(追加)

124

2 航空機の運用調整

県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。

消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県		(略)	○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣及び派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動
市町村		(略)	○保健活動及び心のケア ○DPATの派遣 ○防疫組織の編成 ○防疫活動
(略)	(略)	(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	県	1(1)～(4) (略) 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6)～(9) (略) 1(10) DPAT調整本部の設置 1(11) DPATの派遣 1(12) DPATの派遣要請
	(略)	(略)
	県医師会	6(1)～(3) (略) 6(4) 愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集
第2節 (略)	(略)	(略)

第1節 医療救護

1 県(健康福祉部)における措置

- 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置
県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。
- DMATの派遣要請
県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。
- 医療救護班の派遣要請
県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。
- 災害医療調整本部における医療情報収集
県は、災害医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、地域災害医療対策会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。
- 市町村、医療機関との情報共有
県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。
- 他市町村への応援指示
県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- 広域医療搬送実施のためのSCUの設置
県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動)実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設(ステージケアユニット:SCU)を設置する。
- 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請
県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関(県薬剤師会、県歯科医師会、県柔道整復師会、県病院協会)に対して救護班の編成・派遣等を要請する。
- 県域を越えた協力体制の確立
県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。
- DPAT(災害派遣精神医療チーム)調整本部の設置

対策の追加

対策の追加

対策の追加

表記の整理

対策の追加

誤記修正

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

対策の追加

<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>125 7 その他の医療救護関係機関における措置</p> <p>要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（県対県柔道整復師会）」</p> <p>(追加)</p> <p>8 医療救護班の編成・派遣等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。</p> <p>(3) 医療救護班において応急手当後、<u>医療機関への収容</u>を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、<u>避難者及び周辺住民の医療の確保</u>を図る。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>129 9 応援協力関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) (略)</p> <p>130 第 7 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。</p> <p>○ (略)</p> <p>131 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="159 1758 758 2083"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 地域安全対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 交通対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 緊急輸送道路の確保</td> <td>中部地方整備局</td> <td>1(1) 状況の把握 (追加) 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>133 第 2 節 交通対策</p>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 地域安全対策	(略)	(略)	第 2 節 交通対策	(略)	(略)	第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 (追加) 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施		(略)	(略)	第 4 節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)	<p>県は、災害医療調整本部の下に、D P A T 調整本部を設置する。</p> <p>(11) <u>D P A T の派遣</u></p> <p>県は、必要があると認めるときは、D P A T 先遣隊を派遣する。</p> <p>(12) <u>D P A T の派遣要請</u></p> <p>ア 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、D P A T の編成・派遣等を依頼する。</p> <p>イ 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対して D P A T の派遣要請を行う。</p> <p>ウ 県は、D P A T の派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知 D P A T（災害派遣精神医療チーム）設置運営要領」</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知 D P A T に関する協定書（県対県精神科病院協会）」</p> <p>7 その他の医療救護関係機関における措置</p> <p>要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（県対県柔道整復師会）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時の医療救護活動に関する協定書（県対県病院協会）」</p> <p>8 医療救護班及び D P A T の編成・派遣等</p> <p>(1) <u>医療救護班</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県医師会、<u>県病院協会</u>、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 医療救護班において応急手当後、<u>医療機関での診療</u>を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、<u>避難者及び周辺住民の医療の確保</u>を図る。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) <u>D P A T</u></p> <p>ア D P A T は、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等 3 ～ 5 名による編成とする。</p> <p>イ D P A T は、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。</p> <p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>9 応援協力関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>市町村は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して D P A T の派遣要請を行う。</u></p> <p>(7) <u>県は、市町村からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、D P A T を派遣する。</u></p> <p>(8) <u>県は、D P A T の派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A T の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>第 7 章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="782 1758 1380 2083"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 地域安全対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 道路交通規制等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 緊急輸送道路の確保</td> <td>中部地方整備局</td> <td>1(1) 状況の把握 1(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u> 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 節 道路交通規制等</p>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 地域安全対策	(略)	(略)	第 2 節 道路交通規制等	(略)	(略)	第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 1(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u> 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施		(略)	(略)	第 4 節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)	<p>協定の締結</p> <p>協定の締結</p> <p>対策の追加 表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																				
第 1 節 地域安全対策	(略)	(略)																																				
第 2 節 交通対策	(略)	(略)																																				
第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 (追加) 1(2) 情報の提供 1(3) 応急対策の実施																																				
	(略)	(略)																																				
第 4 節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)																																				
区分	機関名	主な措置																																				
第 1 節 地域安全対策	(略)	(略)																																				
第 2 節 道路交通規制等	(略)	(略)																																				
第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局	1(1) 状況の把握 1(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u> 1(3) 情報の提供 1(4) 応急対策の実施																																				
	(略)	(略)																																				
第 4 節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)																																				

風水害等災害対策計画編

<p>134</p> <p>135</p> <p>135</p> <p>136</p> <p>137</p>	<p>1 県警察における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 強制排除措置 ア～ウ (略) (追加)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 ア、イ (略) ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。 エ (略)</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) (略) (追加)</p> <p>(2) 情報の提供 (略)</p> <p>(3) 応急対策の実施 (略)</p> <p>2 中日本高速道路株式会社における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 ア、イ (略) (追加)</p> <p>3 県（建設部）における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 ア、イ (略) (追加)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(1)～(4) (略) (追加)</p>	<p>1 県警察における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 強制排除措置 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u> (略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 ア、イ (略) ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。 エ (略)</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能の確保</p> <p><u>ア 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</u></p> <p><u>イ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいなかった場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>エ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</u></p> <p>(3) 情報の提供 (略)</p> <p>(4) 応急資機材等の確保 (略)</p> <p>2 中日本高速道路株式会社における措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 ア、イ (略)</p> <p><u>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいなかった場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>3 県（建設部）における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 ア、イ (略)</p> <p><u>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がいなかった場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等 <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいなかった場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
--	---	---	---

<p>138</p>	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(1) 点検の実施</p> <p>ア 次により路上及び路下の点検を実施し、被害状況の把握、復旧検討のための点検を行う。</p> <table border="1" data-bbox="199 235 758 459"> <thead> <tr> <th>点検時期</th> <th>内容</th> <th>点検者</th> <th>点検の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td>緊急点検</td> <td>公社職員 常駐維持業者</td> <td>路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検</td> </tr> <tr> <td>緊急点検後</td> <td>詳細点検</td> <td>災害時協力協定締結の専門業者</td> <td>構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供</p> <p><u>パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、車載拡声器による情報提供などを実施するとともに、路上に取り残された一般通行者を避難誘導する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>(追加)</p> <p>5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>(略)</p> <p>6 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(略)</p> <p>第8章 水害防除対策</p> <p>第1節 水防</p> <p>1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 決壊等の通報及び決壊後の処理</p> <p>水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。</p> <p>また決壊か所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。</p> <p>142</p> <p>第2節 防災営農</p> <p>1 県（農林水産部）、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置</p> <p>(1) ポンプ排水による農地のたん水排除</p> <p>市町村及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状態を十分把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>	点検時期	内容	点検者	点検の目的	発災直後	緊急点検	公社職員 常駐維持業者	路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検	緊急点検後	詳細点検	災害時協力協定締結の専門業者	構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(1) 点検の実施</p> <p>ア 次により路上及び路下の点検を実施し、被害状況の把握、復旧検討のための点検を行う。</p> <table border="1" data-bbox="813 235 1372 459"> <thead> <tr> <th>点検時期</th> <th>内容</th> <th>点検者</th> <th>点検の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td>緊急点検</td> <td>交通管理隊、公社職員、常駐維持業者</td> <td>路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検</td> </tr> <tr> <td>緊急点検後</td> <td>詳細点検</td> <td>災害時協力協定締結の専門業者</td> <td>構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供</p> <p><u>一般通行者の安全を確保するため、災害の発生に伴う通行止めを道路情報板等を通じて提供するとともに、パトロール中の交通管理隊により、車載拡声器による情報提供を実施し、避難誘導を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>5 港湾・漁港管理者の措置</p> <p><u>緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。</u></p> <p>◆ 附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）」</p> <p>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(略)</p> <p>第8章 水害防除対策</p> <p>第1節 水防</p> <p>1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 決壊等の通報及び決壊後の処理</p> <p>水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び汎濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。</p> <p>また決壊か所等については、できる限り汎濫による被害が拡大しないように努めなければならない。</p> <p>143</p> <p>第2節 防災営農</p> <p>1 県（農林水産部）、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置</p> <p>(1) ポンプ排水による農地のたん水排除</p> <p>市町村及び土地改良区は、河川等の汎濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状態を十分把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>	点検時期	内容	点検者	点検の目的	発災直後	緊急点検	交通管理隊、公社職員、常駐維持業者	路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検	緊急点検後	詳細点検	災害時協力協定締結の専門業者	構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
点検時期	内容	点検者	点検の目的																								
発災直後	緊急点検	公社職員 常駐維持業者	路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検																								
緊急点検後	詳細点検	災害時協力協定締結の専門業者	構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検																								
点検時期	内容	点検者	点検の目的																								
発災直後	緊急点検	交通管理隊、公社職員、常駐維持業者	路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検																								
緊急点検後	詳細点検	災害時協力協定締結の専門業者	構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検																								

147 第9章 避難者・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市町村長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○外国人への情報提供 ○福祉避難所の設置 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村・県への応援要求 ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ○立退き勧告等の代行 ○情報収集・支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察への応援要請 ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○多言語による情報発信 ○企業等に対する一斉帰宅の抑制 ○徒歩帰宅者に対する情報提供 	
事業所等		<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)
第2節 避難所の開設	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2)、(3) (略)
	県	(略)
第3節 要配慮者支援対策	市町村	1(1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1(2)、(3) (略) 1(4) 福祉避難所の設置 1(5)～(7) (略)
	県	(略)
第4節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 帰宅困難者発生抑制のための広報等 1(2)(3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所対策の実施(市町村)
	事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制

148 第1節 避難の勧告・指示

152 第2節 避難所の開設

1 市町村における措置

(1) 避難所の開設

市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。

(2)、(3) (略)

◆ 附属資料第9「市町村別避難所・広域避難場所」

3 避難所の指定

市町村は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

(削除) ※ 第2章に記載

- 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○外国人への情報提供 ○福祉避難所の設置 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制 ○帰宅困難者に対する情報提供 	
事業所等		<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(削除) ※第2章第2節として記載	(削除)	(削除)
第1節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設・運営 1(2)、(3) (略)
	県	(略)
第2節 要配慮者支援対策	市町村	1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2)、(3) (略) 1(4) 福祉避難所の設置等 1(5)～(7) (略)
	県	(略)
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑制のための広報等 1(2)(3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施(市町村)
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

(削除) ※ 第2章第2節として記載

第1節 避難所の開設・運営

1 市町村における措置

(1) 避難所の開設

市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。

(2)、(3) (略)

◆ 附属資料第9「市町村別避難場所・避難所」

(削除)

表記の整理

構成の整理

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

構成の整理

愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理
愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定

構成の整理

表記の整理

表記の整理

構成の整理

- (1) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。
- (2) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。
- (3) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。
- (4) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。
- (5) 洪水、高潮等による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。
- (6) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。
- (7) その他、被災者が生活する上で、当該市町村が適すと認める場所であるものとする。

4 避難所の運営

市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(追加) ※ (13) で記載されている内容

- (1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (2) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- (4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。
- (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
(追加) ※ (12) で記載されている内容
(追加)
- (7) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。
- (8) 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。
- (9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健康者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。
- (10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- (11) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
- (12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフ

3 避難所の運営

市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市町村が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

(削除) ※ (6) で記載

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

構成の整理

愛知県避難所運営マニュアルの改訂

表記の整理

表記の整理

愛知県避難所運営マニュアルの改訂

表記の整理

表記の整理

表記の整理

構成の整理

<p>ラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</p> <p>(13) 県及び市町村は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市町村避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(14) 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>5 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第3節 要配慮者支援対策 1 市町村における措置 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援 (略) (3) ～ (6) (略) (7) 外国人への情報の提供と収集 市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</p> <p>2 県（健康福祉部、地域振興部）における措置 (1)、(2) (略) (3) 多言語による情報発信 県国際交流協会と連携し、外国人支援のための相談対応、多言語による情報発信等を行うとともに、必要に応じて市町村等に対して語学ボランティアを派遣するものとする。</p> <p>第4節 帰宅困難者対策 1 県（防災局）及び市町村における措置 (1) 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p> <p>(2) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>(4) 市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</p> <p>2 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる</p>	<p>(削除) ※ 前段は、第2編第9章で記載 後段は、(1) で記載</p> <p>(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>4 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第2節 要配慮者支援対策 1 市町村における措置 (削除) ※ 第2章第3節に記載 (削除) ※ 第2章第3節に記載 (1) ～ (4) (略) (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (1)、(2) (略) (3) 多言語による情報発信 県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。</p> <p>第3節 帰宅困難者対策 1 県（防災局）及び市町村における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p>(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 県及び市町村は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) その他帰宅困難者への広報 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。</p> <p>2 事業者や学校等における措置 事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>(削除) ※ 第2編第10章で記載</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>組織改正</p> <p>対策の追加 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 対策の追加 愛知県帰宅困難者対策実施要領の策定</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>
<p>154</p>	<p>155</p>	<p>構成の整理</p>

分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

158

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

第2節 食品の供給

3 主食等の備蓄

- (1) (略)
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

5 米穀の原料調達

- (1) 市町村は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。
- (3) (略)
- (追加)

第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第2節 廃棄物処理計画

2 市町村における措置

- (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定
災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針(平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参考に、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。
- (2) ~ (4) (略)

第12章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・收容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。
- (追加)

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県			(略)
市町村			(略)
県警、第四管区海上保安本部			○検視(見分)の実施 ○県歯科医師会への応援要請

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市町村	1(1) (略) 1(2) 検視(見分) 1(3) (略)
	県	2 他市町村への応援指示
第2節 遺体の処理	市町村	1(1) (略) 1(2) 遺体の検視(見分)及び検案 1(3) (4) (5) (略)
	県	(略)
	県警察、第四管区海上保安本部	3(1) 検視(見分)の実施 3(2) (略)
第3節 遺体の埋火葬	市町村	(略)
	県	(略)

165

第1節 遺体の捜索

1 市町村における措置

- (1) (略)

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

第2節 食品の供給

3 主食等の備蓄

- (1) (略)
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上(可能な限り1週間分程度)の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。

5 米穀の原料調達

- (1) 市町村は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。
- (3) (略)
- (4) 市町村は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

第2節 廃棄物処理計画

2 市町村における措置

- (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定
市町村は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針(平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。
- (2) ~ (4) (略)

第12章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・收容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、敬意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県			(略)
市町村			(略)
県警、第四管区海上保安本部			○検視(調査)の実施 ○県歯科医師会への応援要請

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市町村	1(1) (略) 1(2) 検視(調査) 1(3) (略)
	県	2 他市町村への応援指示
第2節 遺体の処理	市町村	1(1) (略) 1(2) 遺体の検視(調査)及び検案 1(3) (4) (5) (略)
	県	(略)
	県警察、第四管区海上保安本部	3(1) 検視(調査)の実施 3(2) (略)
第3節 遺体の埋火葬	市町村	(略)
	県	(略)

第1節 遺体の捜索

1 市町村における措置

- (1) (略)

対策の整理

誤記訂正

対策の追加

表記の整理

表記の整理

方針の追加

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

(2) 検視 (見分)
 遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(見分)を得る。
 現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。
 (追加)

(3) (略)

165 第2節 遺体の処理
 1 市町村における措置
 (1) (略)
 (2) 遺体の検視 (見分) 及び検案
 警察官又は海上保安官の遺体の検視 (見分) を得るとともに、医師による遺体 (医師の診療中に死亡した者を除く) の検案 (死亡の確認及び死因その他の医学的検査) を受ける。
 (3) 遺体の洗浄等
 検視 (見分) 及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 (4) (略)

166 3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置
 (1) 遺体発見現場で遺体の検視 (見分) を実施する。検視 (見分) を行わずに収容された遺体については、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視 (見分) を行う。
 (2) 身元識別のため必要があるときは、県歯科医師会に 応援を要請する。

166 第3節 遺体の埋火葬
 3 災害救助法の適用 (略)
 ◆ 附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (県内市町村等)」 (追加)
 ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第13章 交通施設の応急対策
 170 第3節 空港施設対策
 4 自衛隊における措置
 自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空 (乗組員) に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

171 第4節 港湾・漁港施設対策
 1 港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合) における措置
 (1)、(2) (略)
 (追加)

第14章 ライフライン施設の応急対策
 172 ■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)	(略)	(略)	(略)
ガス会社、LPガス協会		(略)	(略)

(追加) ※ 第2章に記載されている内容

173 ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第5節 下水道施設対策	下水道管理者 (県、市町村)	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請

(追加) ※ 第2章に記載されている内容

(2) 検視 (調査)
 遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視 (調査※) を得る。
 現場での検視 (調査) を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。
 ※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために行う調査 (外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

(3) (略)

第2節 遺体の処理
 1 市町村における措置
 (1) (略)
 (2) 遺体の検視 (調査) 及び検案
 警察官又は海上保安官の遺体の検視 (調査) を得るとともに、医師による遺体 (医師の診療中に死亡した者を除く) の検案 (死亡の確認及び死因その他の医学的検査) を受ける。
 (3) 遺体の洗浄等
 検視 (調査) 及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 (4) (略)

3 県警察及び第四管区海上保安本部における措置
 (1) 遺体発見現場で遺体の検視 (調査) を実施する。なお、現場での検視 (調査) が困難な場合は、市町村及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視 (調査) を行う。
 (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に 応援を要請する。

第3節 遺体の埋火葬
 3 災害救助法の適用 (略)
 ◆ 附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (県内市町村等)」
 ◆ 附属資料第15「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」
 ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第13章 交通施設の応急対策
 第3節 空港施設対策
 4 自衛隊における措置
 自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機 (乗組員) に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

第4節 港湾・漁港施設対策
 1 港湾・漁港管理者 (県、市町村、名古屋港管理組合) における措置
 (1)、(2) (略)
 ◆ 附属資料第6「港湾BCP (衣浦港・三河港)」

第14章 ライフライン施設等の応急対策
 ■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)	(略)	(略)	(略)
ガス会社、LPガス協会		(略)	(略)
NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	→
放送事業者		○放送事業の継続	→
郵便事業者		○郵便事業の継続	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第5節 下水道施設対策	下水道管理者 (県、市町村)	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請
第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消

表記の整理
 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行
 対策の整理
 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行
 覚書の締結
 誤記訂正
 衣浦港及び三河港の港湾BCPの策定
 表記の整理
 構成の整理
 構成の整理

	<p>173 第1節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (1)～(3) (略) (4) 応急復旧活動の実施 ア 優先的に復旧する設備、施設 (ア) (略) (イ) 利用者側 a (略) b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設 イ (略) (追加)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(89) (追加) ※ 第2章第3節に記載されている内容 1 西日本電信電話株式会社における措置 西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (略)</p> <p>2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置 (略)</p> <p>3 県(防災局)、市町村及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>4 放送事業者における措置 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定(県対NHK)」 ◆ 附属資料第15「災害時の放送に関する協定(3県1市対民放各社)」</p> <p>(90) (追加) ※ 第2章第4節に記載されている内容 日本郵便株式会社の措置 (略)</p> <p>178 第15章 海上災害対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="175 1612 758 1780"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、見分等 →</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>179 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="175 1825 758 2094"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上災害対策</td> <td>県警察</td> <td>(略) 4(4) 遺体の収容、捜索、見分等(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>6(4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部等との連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)	(略)	県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、見分等 →		(略)		(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	海上災害対策	県警察	(略) 4(4) 遺体の収容、捜索、見分等(略)		(略)	(略)		県	6(4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部等との連携		(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="790 107 1372 280"> <tr> <td></td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>3 専用通信施設の応急措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放送事業者</td> <td>4 放送事業の継続</td> </tr> <tr> <td>第7節 郵便業務の応急措置</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</td> </tr> </table> <p>第1節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (1)～(3) (略) (4) 応急復旧活動の実施 ア 優先的に復旧する設備、施設 (ア) (略) (イ) 利用者側 a (略) b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設 イ (略) ウ 関係機関との連携 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第6節 通信施設の応急措置 1 電気通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (略)</p> <p>2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社)における措置 (略)</p> <p>3 県(防災局)、市町村及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>4 放送事業者における措置 (略) (削除)</p> <p>第7節 郵便業務の応急措置 日本郵便株式会社の措置 (略)</p> <p>178 第15章 海上災害対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="790 1612 1372 1780"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、調査等 →</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>179 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="790 1825 1372 2094"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上災害対策</td> <td>県警察</td> <td>(略) 4(4) 遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>6(4) 伊勢湾排出油等防除協議会の総合調整本部等との連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		県、市町村、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置		放送事業者	4 放送事業の継続	第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)	(略)	県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、調査等 →		(略)		(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	海上災害対策	県警察	(略) 4(4) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等(略)		(略)	(略)		県	6(4) 伊勢湾排出油等防除協議会の総合調整本部等との連携		(略)	(略)	<p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>構成の整理 事業者の追加</p> <p>事業者の追加(指定公共機関の指定)</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行</p> <p>組織改正</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																													
(略)		(略)	(略)																																																																													
県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、見分等 →																																																																														
(略)		(略)	(略)																																																																													
区分	機関名	主な措置																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
海上災害対策	県警察	(略) 4(4) 遺体の収容、捜索、見分等(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	県	6(4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部等との連携																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	県、市町村、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置																																																																														
	放送事業者	4 放送事業の継続																																																																														
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持																																																																														
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																													
(略)		(略)	(略)																																																																													
県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、調査等 →																																																																														
(略)		(略)	(略)																																																																													
区分	機関名	主な措置																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
海上災害対策	県警察	(略) 4(4) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	県	6(4) 伊勢湾排出油等防除協議会の総合調整本部等との連携																																																																														
	(略)	(略)																																																																														

<p>182 4 県警察における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等 死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>6 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>伊勢湾流出油等災害対策協議会</u>の総合調整本部等との連携 防除活動の実施に際し、<u>伊勢湾流出油等災害対策協議会</u>（第四管区海上保安本部が事務局）に総合調整本部が設置された場合や、名古屋港排出油等防除協議会に調整本部が設置された場合は、<u>同本部</u>等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。</p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>184 10 情報の伝達系統 図中 「伊勢湾流出油等災害対策協議会等」 「第四管区海上保安本部 救難課運用司令センター 関係海上保安部署」</p> <p>185 11 応援協力関係 (略) ◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」 (追加)</p> <p>186 第16章 航空災害対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="183 940 758 1108"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等 ○ (略)</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>188 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="183 1131 758 1332"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 中部国際空港・愛知県 名古屋飛行場共通</td> <td>県警察</td> <td>3(5) 遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>189 第1節 中部国際空港 1 中部国際空港株式会社における措置 (1) ～ (6) (略) (7) 遺体仮収容所の設置 空港内において、航空機事故により死者が発生した場合は、<u>遺体仮収容所</u>を設置する。 (8) (略)</p> <p>2 大阪航空局中部空港事務所における措置 (1) 自衛隊に対する災害派遣要請 <u>空港事務所長</u>は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。 (2) 他空港との連携 <u>空港事務所長</u>は、空港内で災害が発生した場合、災害の状況に応じて必要と認めるときは、他空港との連携を図るなど、必要な措置を講ずる。</p> <p>190 3 情報の伝達系統（中部国際空港） (1) 空港内で航空機事故が発生した場合 (別紙1 参照)</p> <p>191 (2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合 (図略)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)	(略)	県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 ○ (略)	→	(略)		(略)	(略)	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 中部国際空港・愛知県 名古屋飛行場共通	県警察	3(5) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)		(略)	(略)	<p>4 県警察における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等 死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>6 県（農林水産部、建設部、防災局）における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>伊勢湾排出油等防除協議会</u>の総合調整本部等との連携 防除活動の実施に際し、<u>伊勢湾排出油等防除協議会</u>（第四管区海上保安本部が事務局）に総合調整本部が設置された場合や、名古屋港排出油等防除協議会、<u>衣浦港排出油等防除協議会</u>及び<u>三河港排出油等防除協議会</u>に調整本部が設置された場合は、<u>同総合調整本部</u>等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。</p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>10 情報の伝達系統 図中 「伊勢湾排出油等防除協議会等」 「第四管区海上保安本部 関係海上保安部署」</p> <p>11 応援協力関係 (略) ◆附属資料第15「愛知県防災ヘリコプター支援協定」 ◆附属資料第6「<u>港湾BCP（衣浦港・三河港）</u>」</p> <p>第16章 航空災害対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="790 940 1364 1108"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等 ○ (略)</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="790 1131 1364 1332"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 中部国際空港・愛知県 名古屋飛行場共通</td> <td>県警察</td> <td>3(5) 遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 中部国際空港 1 中部国際空港株式会社における措置 (1) ～ (6) (略) (7) 遺体仮安置所の設置 空港内において、航空機事故により死者が発生した場合は、<u>遺体仮安置所</u>を設置する。 (8) (略)</p> <p>2 大阪航空局中部空港事務所における措置 (1) 自衛隊に対する災害派遣要請 <u>空港長</u>は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。 (2) 他空港との連携 <u>空港長</u>は、空港内で災害が発生した場合、災害の状況に応じて必要と認めるときは、他空港との連携を図るなど、必要な措置を講ずる。</p> <p>3 情報の伝達系統（中部国際空港） 空港内及び空港周辺で航空機事故が発生した場合 (別紙1 参照) (削除)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)	(略)	県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 ○ (略)	→	(略)		(略)	(略)	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 中部国際空港・愛知県 名古屋飛行場共通	県警察	3(5) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)		(略)	(略)	<p>表記の整理 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行</p> <p>組織改正</p> <p>対策の整理</p> <p>組織改正 表記の整理</p> <p>衣浦港及び三河港の港湾BCPの策定</p> <p>表記の整理 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理 (図の統合)</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																																							
(略)		(略)	(略)																																																							
県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 ○ (略)	→																																																							
(略)		(略)	(略)																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																								
(略)	(略)	(略)																																																								
第3節 中部国際空港・愛知県 名古屋飛行場共通	県警察	3(5) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)																																																								
	(略)	(略)																																																								
機関名	事前	被害発生中	事後																																																							
(略)		(略)	(略)																																																							
県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 ○ (略)	→																																																							
(略)		(略)	(略)																																																							
区 分	機関名	主な措置																																																								
(略)	(略)	(略)																																																								
第3節 中部国際空港・愛知県 名古屋飛行場共通	県警察	3(5) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)																																																								
	(略)	(略)																																																								

<p>193</p> <p>194</p> <p>195</p> <p>196</p> <p>197</p> <p>198</p> <p>199</p> <p>200</p> <p>202</p>	<p>第2節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p> <p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 </p> <p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合 </p> <p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 </p> <p>第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>1 県（<u>地域振興部</u>、防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>2 市町村等における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の<u>収容所及び遺体収容所</u>等の設置または手配を行う。 (略)</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等 死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）</p> <p>(1) 民間航空機の場合 </p> <p>(2) 自衛隊機の場合 </p> <p>第17章 鉄道災害対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="159 1568 766 1747"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等</td> <td>→ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="159 1769 766 1892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上災害対策</td> <td>県警察</td> <td>(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、<u>見分</u>等 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄道災害対策</p> <p>4 地元市町村における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)	(略)	県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等	→ (略)	(略)		(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	海上災害対策	県警察	(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)	<p>第2節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p> <p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 </p> <p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合 </p> <p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 </p> <p>第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>1 県（<u>振興部</u>、防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>2 市町村等における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>避難所及び遺体安置所</u>等の設置または手配を行う。 (略)</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>3 県警察における措置</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等 死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）</p> <p>(1) 民間航空機の場合 </p> <p>(2) 自衛隊機の場合 </p> <p>第17章 鉄道災害対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="774 1568 1380 1747"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等</td> <td>→ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="774 1769 1380 1892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上災害対策</td> <td>県警察</td> <td>(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、<u>検視</u>等 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄道災害対策</p> <p>4 地元市町村における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)	(略)	県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等	→ (略)	(略)		(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	海上災害対策	県警察	(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 組織改正</p> <p>対策の整理</p> <p>組織改正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行</p> <p>組織改正</p> <p>組織改正</p> <p>表記の整理 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行</p> <p>組織改正</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																												
(略)		(略)	(略)																																												
県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等	→ (略)																																												
(略)		(略)	(略)																																												
区分	機関名	主な措置																																													
海上災害対策	県警察	(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)																																													
機関名	事前	被害発生中	事後																																												
(略)		(略)	(略)																																												
県警察		○ (略) ○ 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等	→ (略)																																												
(略)		(略)	(略)																																												
区分	機関名	主な措置																																													
海上災害対策	県警察	(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)																																													

風水害等災害対策計画編

また、必要に応じ救護所、被災者収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

(略)

(5) ～ (7) (略)

5 県警察における措置

(1) ～ (5) (略)

(6) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7)、(8) (略)

第18章 道路災害対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略) ○遺体の収容、捜索、見分等	→
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	県警察	(略) 5(4) 遺体の収容、捜索、見分等 (略)

4 地元市町村における措置

(1) ～ (3) (略)

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

(略)

(5) ～ (7) (略)

5 県警察における措置

(1) ～ (3) (略)

(4) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5)、(6) (略)

第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略) ○遺体の収容、捜索、見分等	→
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物施設	(略)	(略)
	県警察	2(6) 遺体の収容、捜索、見分等 (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第1節 危険物等施設

2 県警察における措置

(1) ～ (5) (略)

(6) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7)、(8) (略)

第21章 火薬類災害対策

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

(略)

(5) ～ (7) (略)

5 県警察における措置

(1) ～ (5) (略)

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7)、(8) (略)

第18章 道路災害対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略) ○遺体の収容、捜索、検視等	→
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	県警察	(略) 5(4) 遺体の収容、捜索、検視等 (略)

4 地元市町村における措置

(1) ～ (3) (略)

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

(略)

(5) ～ (7) (略)

5 県警察における措置

(1) ～ (3) (略)

(4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5)、(6) (略)

第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略) ○遺体の収容、捜索、検視等	→
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物施設	(略)	(略)
	県警察	2(6) 遺体の収容、捜索、検視等 (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第1節 危険物等施設

2 県警察における措置

(1) ～ (5) (略)

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7)、(8) (略)

第21章 火薬類災害対策

表記の整理

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

217 ■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略)	→
		○ 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等	
		○ (略)	
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	(略)	(略)
火災関係施設	県警察	2(6) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第1節 火災関係施設

2 県警察における措置

- (1) ~ (5) (略)
- (6) 遺体の収容、捜索、見分等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7)、(8) (略)

第2章 大規模な火事災害対策

222 ■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略)	→
		○ 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等	
		○ (略)	
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	県警察	(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)

大規模な火事災害対策

1 地元市町村における措置

- (1) ~ (6) (略)
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
(略)
- (8)、(9) (略)

3 県警察における措置

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 遺体の収容、捜索、見分等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5)、(6) (略)

第2章 林野火災対策

227 ■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略)	→
		○ 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等	
		○ (略)	
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	県警察	(略) 3(4) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)

林野火災対策

1 地元市町村における措置

- (1) ~ (6) (略)
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送

229

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略)	→
		○ 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等	
		○ (略)	
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	(略)	(略)
火災関係施設	県警察	2(6) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第1節 火災関係施設

2 県警察における措置

- (1) ~ (5) (略)
- (6) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7)、(8) (略)

第2章 大規模な火事災害対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略)	→
		○ 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等	
		○ (略)	
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
海上災害対策	県警察	(略) 5(6) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)

大規模な火事災害対策

1 地元市町村における措置

- (1) ~ (6) (略)
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
(略)
- (8)、(9) (略)

3 県警察における措置

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 遺体の収容、捜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5)、(6) (略)

第2章 林野火災対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略)	→
		○ 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等	
		○ (略)	
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
海上災害対策	県警察	(略) 3(4) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)

林野火災対策

1 地元市町村における措置

- (1) ~ (6) (略)
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送

表記の整理
警察等が取り
扱う死体の死
因又は身元の
調査等に関する
法律の施行

表記の整理
警察等が取り
扱う死体の死
因又は身元の
調査等に関する
法律の施行

表記の整理
警察等が取り
扱う死体の死
因又は身元の
調査等に関する
法律の施行

表記の整理

警察等が取り
扱う死体の死
因又は身元の
調査等に関する
法律の施行

表記の整理
警察等が取り
扱う死体の死
因又は身元の
調査等に関する
法律の施行

等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

(略)

(8)、(9) (略)

230 3 県警察における措置

(1) ~ (3) (略)

(4) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5)、(6) (略)

第24章 地下街等における都市ガス災害対策

232 ■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略) ○遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 ○ (略)	→
(略)		(略)	(略)

233 ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
地下街等における都市ガス災害対策	県警察	(略) 4(7) 遺体の収容、捜索、 <u>見分</u> 等 (略)

236 地下街等における都市ガス災害対策

4 県警察における措置

(1) ~ (6) (略)

(7) 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8)、(9) (略)

第25章 住宅対策

238 ■ 基本方針

(略)

○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。
(追加)

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定支援本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の支援 《 <u>公営・民間住宅等への一時入居</u> 》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《 <u>応急仮設住宅の建設</u> 》 ○応援協力の要請 (追加)
市町村			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《 <u>公営・民間住宅等への一時入居</u> 》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《 <u>応急仮設住宅の建設</u> 》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○建設用地の確保 ○入居意向調査の

等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

(略)

(8) ~ (9) (略)

3 県警察における措置

(1) ~ (3) (略)

(4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5)、(6) (略)

第24章 地下街等における都市ガス災害対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
(略)		(略)	(略)
県警察		○ (略) ○遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 ○ (略)	→
(略)		(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
地下街等における都市ガス災害対策	県警察	(略) 4(7) 遺体の収容、捜索、 <u>検視</u> 等 (略)

地下街等における都市ガス災害対策

4 県警察における措置

(1) ~ (6) (略)

(7) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8)、(9) (略)

第25章 住宅対策

■ 基本方針

(略)

○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

○ 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定支援本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の支援 《 <u>公共賃貸住宅等への一時入居</u> 》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《 <u>応急仮設住宅の設置</u> 》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○ <u>建設</u> ○ <u>賃貸住宅の借り上げ</u> 《 <u>住宅の応急修理</u> 》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○ <u>応急修理の実施</u>
市町村			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《 <u>公共賃貸住宅等への一時入居</u> 》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《 <u>応急仮設住宅の設置</u> 》 ○ <u>設置の要請</u> ○建設用地の確保 ○入居者の選定・

表記の整理

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行

表記の整理

方針の追加

表記の整理

表記の整理

対策の整理

対策の整理

表記の整理

対策の整理

		実施 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施
住宅供給公社・都市再生機構		《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○応援協力の要請 ○一時入居の開始

239 ■ 主な機関の措置

区分 (略)	機関名 (略)	主な措置 (略)
第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	市町村	1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2) 住宅の応急修理 1(3) 障害物の除去 1(4) 他市町村又は県に対する 応援要請
	県	2 関係機関への応援要請

240 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

- (1) ～ (4) (略)
(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あつせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県 対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会 愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

241 第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

1 市町村における措置

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 建設場所の選定

(イ) 建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議のうえ選定する。

(ロ) 応急仮設住宅建設のための用地をあらかじめ確保するため、各市町村ごとに国、県及び市町村の公有地や、企業等の民有地を選定しておく。

(ハ) 国は、県から応急仮設住宅建設のための用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。

(ニ) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 管理運営及び処分

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設

		運営管理 《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施 の補助 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施
住宅供給公社・都市再生機構		《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始

239 ■ 主な機関の措置

区分 (略)	機関名 (略)	主な措置 (略)
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県	1(1) 応援協力の要請 1(2) 応急仮設住宅の建設 1(3) 民間賃貸住宅の借上げ
	市町村	2 建設用地の確保 4 被災者の収容及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請
	市町村	2 応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	市町村	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する 応援要請
	県	2 応援協力の要請

240 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市町村、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

- (1) ～ (4) (略)
(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

(削除)

(削除)

241 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県（建設部）及び市町村における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

◆ 附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会 東海支部・全国木造建設事業協会）」

◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」

(2) 建設用地の確保

ア 市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ

対策の整理

対策の整理

対策の整理

構成の整理

対策の整理

対策の整理

対策の整理

住宅におけるベットの受入れに配慮するものとする。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 県（建設部、防災局）における措置

県は、市町村から応援の要求があった場合は、次により関係機関に要請する。

(1) 応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

<協定締結団体>

一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会

(3) (1) 及び (2) に要する建築資材の調達が困難な場合は、材木については中部森林管理局名古屋分局、その他の資材については中部経済産業局へ調達の応援を要求する。

◆ 附属資料第 11「木材の供給」

◆ 附属資料第 6、第 11「建設機械の保有」

◆ 附属資料第 6「ダンプトラックの保有」

◆ 附属資料第 8「住宅用資材等の調達斡旋」

◆ 附属資料第 15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会）」

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資材につき応援を要求する。

め住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市町村は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるベットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。

◆ 附属資料第 15「災害救助法施行細則」

第 5 節 住宅の応急修理

1 県（建設部）における措置

(1) 応急修理の実施

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア～カ (略)

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

241

1 市町村における措置

(2) 住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

ア～カ (略)

2 県（建設部、防災局）における措置

県は、市町村から応援の要求があった場合は、次により関係機関に要請する。

構成の整理

対策の整理

(2) 住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

<協定締結団体>
 一般社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、一般社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会

◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会）」

(4) 他市町村又は県に対する応援要求
 市町村は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(追加)

(追加)

241 (3) 障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。
 ア～カ (略)

(4) 他市町村又は県に対する応援要求
 市町村は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県（建設部、防災局）における措置
 県は、市町村から応援の要求があった場合は、次により関係機関に要請する。

(4) 障害物の除去にあたっては、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用
 災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。
 (略)

244 第26章 文教災害対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県	○予警報の把握・伝達	(略)	(略)
市町村	○予警報の把握・伝達	(略)	(略)
国立・私立学校設置者（管理者）	○予警報の把握・伝達	(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置	(略)	1(1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達
(略)	(略)	(略)

(削除)

◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」

(削除)

2 市町村における措置
 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用
 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
 (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。

241 第6節 障害物の除去

1 市町村における措置

(1) 障害物の除去の実施
 被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。
 ア～カ (略)

(2) 他市町村又は県に対する応援要求
 市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県（防災局）における措置
 県は、市町村から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用
 災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、「1 市町村における措置」については市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村で行われる。
 (略)

244 第26章 学校における対策

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
県	○気象警報等の把握・伝達	(略)	(略)
市町村	○気象警報等の把握・伝達	(略)	(略)
国立・私立学校設置者（管理者）	○気象警報等の把握・伝達	(略)	(略)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	(略)	1(1) 気象警報等の把握・伝達
(略)	(略)	(略)

表記の整理

協定の締結

対策の整理

対策の整理

対策の整理

構成の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

表記の整理

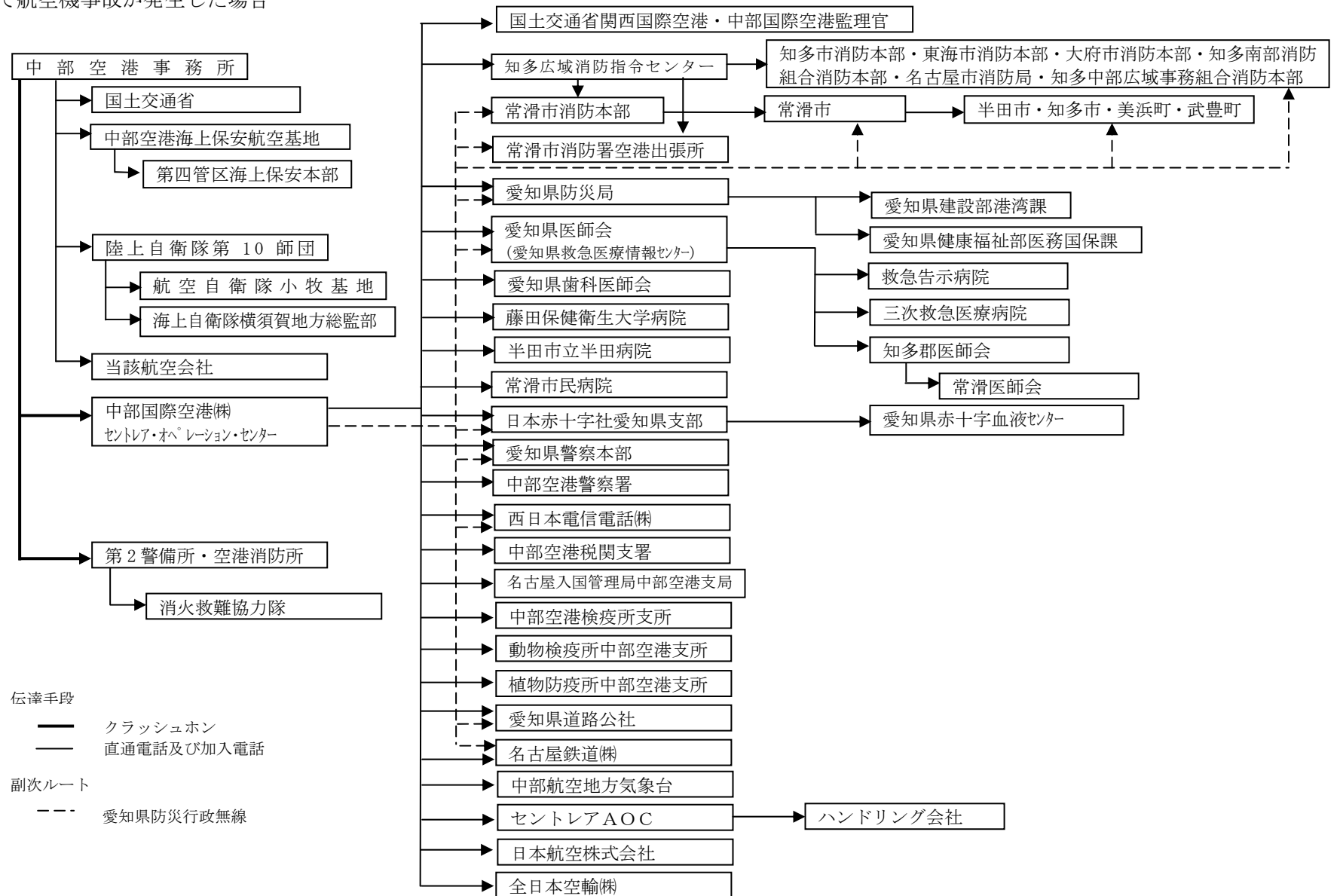
表記の適正化、表記の整理

風水害等災害対策計画編

245	<p>第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置 (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達</p> <p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>義援金その他資金等による支援</td> <td>被災者生活再建支援法人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅等対策</td> <td>市町村</td> <td>2(1) 応急仮設住宅の建設 2(2) 災害公営住宅の建設 2(3) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	(略)	(略)	義援金その他資金等による支援	被災者生活再建支援法人	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節	(略)	(略)	住宅等対策	市町村	2(1) 応急仮設住宅の建設 2(2) 災害公営住宅の建設 2(3) 被災住宅等の復旧相談	(略)	(略)	(略)	<p>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 (1) 気象警報等の把握・伝達</p> <p>第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>義援金その他資金等による支援</td> <td>被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県会館)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅等対策</td> <td>市町村</td> <td>2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	(略)	(略)	義援金その他資金等による支援	被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県会館)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節	(略)	(略)	住宅等対策	市町村	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談	(略)	(略)	(略)	<p>表記の適正化</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																											
第1節	(略)	(略)																																											
義援金その他資金等による支援	被災者生活再建支援法人	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第3節	(略)	(略)																																											
住宅等対策	市町村	2(1) 応急仮設住宅の建設 2(2) 災害公営住宅の建設 2(3) 被災住宅等の復旧相談																																											
(略)	(略)	(略)																																											
区分	機関名	主な措置																																											
第1節	(略)	(略)																																											
義援金その他資金等による支援	被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県会館)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第3節	(略)	(略)																																											
住宅等対策	市町村	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談																																											
(略)	(略)	(略)																																											
250	<p>第1節 義援金その他資金等による支援 5 被災者生活再建支援法人における措置</p>	<p>第1節 義援金その他資金等による支援 5 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県会館)における措置</p>	<p>表記の整理</p>																																										
253	<p>第3節 住宅等対策 2 市町村における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 <u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。(第3編第25章「住宅対策」参照)</u> (2) (略) (3) (略)</p>	<p>第3節 住宅等対策 2 市町村における措置 (削除) (1) (略) (2) (略)</p>	<p>構成の整理</p>																																										

現行 (平成 26 年 5 月修正)

(1) 空港内で航空機事故が発生した場合



修正案

空港内及び空港周辺で航空機事故が発生した場合

